# 道場間の移籍への対応に関する内規

（目的）

第１条 近年、少年柔道（小学生）選手が道場等を勝利主義の理由で移籍している事例が散見される。

柔道修行の目的は、「攻撃・防御の練習によって身体を鍛練して強健にし、精神の修養につとめて人格の完成をはかり、社会に貢献することである」と示されており、勝利主義の思想は、人格の完成をはかる柔道修行の目的に反するものとなる。

ついては、熊本県少年柔道場連盟（熊本県柔道協会少年部）として、移籍に対する取り決めを定め、健全育成の観点から少年柔道において勝利主義による移籍が発生しないようにすることを目的とする。

（対応内容）

第２条　道場間の移籍をした選手は、６ヶ月間は移籍後の道場から熊本県少年柔道場連盟が主催または主管する大会への団体戦への出場はできない。

２　前項の規定は他の都道府県からの移籍にも適用する。

（大会申込み）

第３条　大会申込みを行う際には、全日本柔道連盟登録システム「Judo-Member」から出力したチーム所属メンバー一覧表を添付して申込みを行うこと。

２　チーム所属メンバー一覧表に記載してある登録完了日から起算して、大会期日までが６ヶ月間経過していなければ第２条の対応を適用する。

（対応の適用除外）

第４条　次のいずれかに該当する場合は第２条の対応を適用しない。

（１）転居により所属していた道場が遠方になり移籍した場合

（２）所属していた道場が消滅または休止して移籍した場合

２　前項に該当する場合は、熊本県少年柔道場連盟道場間移籍届出書の「出場規制の適用除外要件」欄にチェックのうえ、移籍前道場の監督の確認署名を記載したものを事務局あてに提出すること。

附　則

（施行期日）

１　この内規は、令和７年６月１日から施行する。